

合衆国におけるCitizenshipの取得と成人教育

生涯教育計画コース 藤 村 好 美

Adult Education and the Politics of Citizenship in the United States

Yoshimi FUJIMURA

The United States is a nation of immigration. Since its foundation, it has had a large noncitizen population, and today it has a systematic procedure for alien residents to become U.S. naturalized citizens.

This paper aims at studying the U.S. citizenship and naturalization policy and understanding how adult education works for Citizenship Education.

First I compare the citizenship policy of the U.S. with those of the other European nations and clarify what is the requisite to a full membership of the American Society. Then I refer to the U.S. Immigration and Nationality Act in order to understand the naturalization process of alien residents. Lastly I study the Americanization program of Pasadena City College as an example of the citizenship education in an American community college.

Through this study, I will clarify how adult education takes a part in Citizenship Education in the U.S. and consider what citizenship means to the residents in the American society.

目 次

- I. US Citizenship (合衆国市民権)
 - A. CitizenshipとNationality－合衆国憲法と移民・国籍法に見る市民概念と国籍
 - B. Citizenship取得の原則
 - 1. 国民・国家の三類型とCitizenship
 - 2. 帰化によるCitizenshipの取得
- II. 合衆国におけるCitizenship取得の実際
 - A. 帰化の要件
 - B. 司法省による市民教育と帰化のための法的手続き
 - C. ETSによるCitizenship Test
 - D. 合衆国帰化市民の権利と義務
- III. コミュニティ・カレッジにおけるCitizenship Education
 - －Pasadena City Collegeの場合－
 - A. Pasadena City College
 - B. CSCとCitizenship Education

おわりに

はじめに

アメリカ合衆国の大部分を形成しているのは世界中からの移民とその子孫たちであることは、周知の事実である。合衆国を語る上で、移民の流入とその定着は無視することが出来ない。ヒューバーマンによれば、アメリカは生きとし生けるあらゆる種類の人々をひきつけた磁石だったのである¹⁾。

実際、1820年に移民の統計がとられるようになってから1992年まで170年余りの間に、合衆国へは合計約5,980万人²⁾の移民が流入した。そして移民の流れは現在もとどまるところを知らず、統計に表れただけでも1992年には約974,000名³⁾が移民として入国している。ところで合衆国では、国籍取得の原則に「血統主義(jus sanguinis)」を取る日本とは異なり、主に「出生地主義(jus soli)」を採用している。また移民たちが希望すれば、ある一定の条件を満たしている場合、合衆国市民へと帰化することも可能である。移民国アメリカにとって、移民は「将来の国民」に他ならない。なぜなら、広瀬も指摘している通り⁴⁾、一世については国籍の後天的取得としての帰化が、二世以降については出生による国籍の

取得がUS Citizenshipの取得につながるからである。つまり移民たちにとって、国籍とは生まれながらの属性なのではなく、自らが選択し獲得するものなのである。

では、彼らはいかにして市民権を獲得していくのであろうか。合衆国連邦法の移民・国籍法(Immigration and Nationality Act)には移民の受け入れとその帰化について詳細な規定があり、司法省はそれに基づき市民権取得のための教育・審査を行い、移民たちの市民権取得を援助・統括している。

本論では、合衆国における移民の市民権取得のプロセスとそのための政府の教育・援助について現状を把握し、アメリカの公的成人教育が市民権取得教育に果たす役割を確認していきたい。

まずⅠにおいては、アメリカにおけるCitizenshipとNationalityの概念の相違点を確認してから、合衆国の市民権取得の原則を他の欧米諸国との比較においてとらえ、さらに帰化による市民権取得の条件を概観する。次にⅡでは、合衆国における市民権取得の実際を移民・国籍法の記述を中心に紹介し、Ⅲにおいて、カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジのひとつ、パサディナ・シティ・カレッジのCitizenship Programを事例として取り上げ、成人教育の「公」的側面に照準をあてていきたい。

外国生まれの成人にとって、帰化に関する情報の入手、知識の獲得、実際の手続き等に際して、公的成人教育は重要な意味を持つ。教育全般のリストラクチャリング⁵⁾のすすむアメリカ公教育において、将来の国民の教育はなお根本的で不可欠な部分に相違ない。

I. US Citizenship

A. Citizenship とNationality

—合衆国憲法と移民・国籍法に見る市民概念と国籍—

合衆国憲法を読むと、“citizens”(市民)という言葉は頻繁に目にするが、“nationals”(国民)という言葉は一度も出てこない。これについて布井敬次郎は、

“「市民」(citizens)という語の選定には、自由と平等という響きをその用語の中に含ませる意図があり、英国が過去に、そして現在も国家の臣民というニュアンスで用いているnationalsという用語から離れる意図があった。”⁶⁾と説明している。布井によれば、nationalsという言葉は大陸外のアメリカ領土の住民を指す言葉として初めて用いられ、当初彼らは合衆国市民(citizens)とは同等の政治的権利を与えられていなかったために

「市民」と区別してnoncitizen nationalsと呼ばれていたのである。つまりnationalsはcitizens, noncitizensの両者を含んだ概念であり、移民・国籍法において、“合衆国市民を含みさらに合衆国市民でなくても、合衆国に対して永久的忠誠義務を負っている者をさす”というように定義づけられている。

このように、nationalsとcitizensは微妙な差のある言葉であり、citizenshipにはイギリスからの独立というアメリカの歴史的背景も含まれているが、現行の入国者の管理に関する法令が移民・国籍法(Immigration and Nationality Act)と呼ばれることから、本論ではnationalityとcitizenshipはほぼ同義として理解して論じていきたい。

B. Citizenship取得の原則

1. 国民・国家の三類型とCitizenship

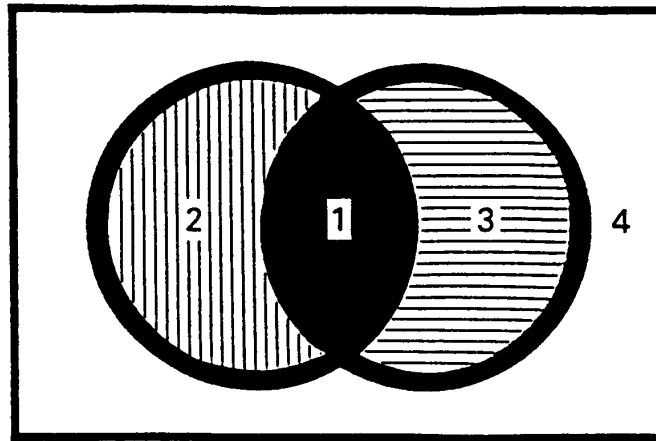
国際法の定めるところによれば、国家はその構成員を自由に規定することが出来る。従って国家と一口に言ってもその国民の概念は様々であり、国籍についての基本的な考え方にも国により差が生じて来る。D.Schnapperは、国民・国家の理念型としてドイツ型の「folk(Volk)」とフランス型の「nation(Nation)」の2つを提示して、前者を民族=国家観、後者を国民=国家観として説明している⁷⁾が、W.R. Brubakerは欧米諸国の比較をふまえて国民・国家の型を次のような三類型に分類している⁸⁾。



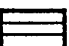

第一の類型は、アメリカ、カナダのような旧来からの移民国に見られる型で、移民は必然的に帰化する者であると考えられ、領地内に生まれた全ての人に自動的に国籍が付与される(jus soli=出生地主義)ものである。第二は旧西ドイツやスウェーデンに見られる型で、国籍は血統に基づいており(jus sanguinis=血統主義)、移民が帰化によって国籍を取得することは可能だがあまり一般的ではない。そして第三の類型はフランスや英国のように国籍に関する考え方がより複雑な国に見られる型で、いわば血統主義に出生地主義を加味したもの⁹⁾である。

この三類型を図に表すと図1のようになるが、生まれながら自動的に取得する国籍と言っても、その条件は国によって異なり、それぞれの国民観・国家観に微妙な差があることがわかる。ここでアメリカに関して言えば、合衆国内で出生した者は、非市民の両親の下であっても自動的に合衆国市民となることを確認しておく。

2. 帰化によるCitizenshipの取得

Brubakerの三類型の第一類型に含まれるアメリカと



		アメリカ	フランス	(旧)西ドイツ
	1 領土内で出生、親が市民	+	+	+
	2 領土外で出生、親が市民	(+)	+	+
	3 領土内で出生、両親とも非市民	+	(+)	-
	4 領土外で出生、両親とも非市民	-	-	-

+ 無条件に市民権が与えられる

(+) 条件付きで市民権が与えられる

- 市民権は与えられない

図1¹⁰⁾ 国籍の帰属—血統主義と出生地主義

カナダにおいて、帰化の道は必要な条件を満たした者全てに開かれている。たとえばアメリカの場合、合法的に永住権をもって入国し、継続して5年以上合衆国内に滞在し、その間善良な道徳的性格を有する外国人であり、

合衆国や合衆国政府について基本的な知識を有し、英語の基本的能力を有する者等、帰化に必要な具体的な条件が移民・国籍法に規定されている。そして司法長官の責任のもと、司法省の移民帰化局が法の実際の運営をする

表1¹²⁾ 市民権取得の要件—3ヶ国の比較

国	帰化を当然とする	居住年 A B	同化が求められるか	言語能力 A B	知識	良い性格	忠誠の誓い	費用 (US\$)	帰化市民の権利	特権のある集団
米	○	5年 配偶者は3年	×	○ ×	歴史・政府	○	国家への忠誠	\$50	全て (×大統領)	無し
仏	×	5年 様々	○	○ ×	必要なし	○	忠義の立証	\$82	全て	配偶者・仏内で生まれた未成年者
(旧)西独	×	10年 配偶者は5年ドイツ民族	○	○ ○	政治的秩序	○	自由で民主的秩序の支持	月収の75%	全て	ドイツ民族の難民

A 通常
 B 特権集団

A 会話能力
 B 筆記能力

のであるが、移民帰化局の委託により移民・国籍法運用上の基本的責任を各州の地方局長と地域局長がになう仕組みになっている¹¹⁾。

合衆国のCitizenship取得の要件を、他の2つの類型の代表とされるフランス、旧西ドイツの場合と比較してまとめると表1のようになるが、これを見ても合衆国の要件が比較的緩やかであることがわかる。

II. 合衆国におけるCitizenship取得の実際

A. 帰化の要件

では次に、合衆国連邦法をもとに合衆国市民となるために要求される条件とは何かを見ていこう。合衆国憲法の第1条第8節には合衆国連邦議会の権限が列挙されているが、そのなかで、“帰化に関する合衆国全体の統一の規則を制定する……”¹³⁾と、合衆国の移民関係法規を制定する権限を連邦議会に与えている。これを受けて連邦議会は、1798年の外国人法に始まり今日までおよそ200年の間に移民及び国籍に関連する法の修正を重ねて来たが、現在ある移民・国籍法の基本となったのは、1952年の移民・国籍法(Immigration and Nationality Act of 1952)である。帰化の要件や一連の帰化手続きの過程に関する条項も、このときの条文が基となっている。本論では、これを基本とし以後修正が重ねられた1990年現在の移民・国籍法をもとに、論を進めていこう。

まず帰化の権利と個人の属性の関係については、1422条に“合衆国の帰化市民となる者の権利は人種、性別、

既婚か否かを理由として、拒否されたり、剥奪されたりすることはない。”¹⁴⁾と、個人の属性による差別をはっきりと禁じている。その上で、1423条は、帰化に際して必要な能力・知識として、英語を読み、書き、話す能力と合衆国の歴史、主義、政府組織の基本に関する知識を挙げている。合衆国では、連邦レベルでは英語が公用語とは規定されていないが、帰化の要件として英語の能力がはっきり記載されている点は注意するべきであろう。

次に1424条において、“政府または法律に反対する者、また全体主義的政府形態に賛同する者の帰化の禁止”¹⁵⁾と、イデオロギー的にアメリカン・デモクラシーに反すると思われる信条を名指しで¹⁶⁾厳しく拒絶しているが、これはかつての旧ソビエトとの冷戦構造の中で合衆国という国家の理念をはっきり規定しているものとして、考えさせられる点である。

さらに1427条では、次のように細々と帰化に際しての要件が述べられているが、何をもって好ましいとするか等、司法当局の判断に委ねられるような曖昧さの残る規定となっている。

“第1427条 帰化の要件—居住

(a) 本編で別途に規定されている場合を除き、帰化請願者は以下の要件を備えていなければ帰化することは出来ない。

(1) 合衆国に合法的に永住権をもって入国してから帰化の請願を提出した日の直前まで合衆国に少なくとも5年間継続して居住し、そのうち少なくとも半分以上は実際に合衆国内に滞在し、請願を出す

- 州に少なくとも6ヶ月以上居住している者、
- (2) 請願の日から市民権の許可がおきるまで継続して合衆国に居住する者、
- (3) 本編で定められている期間を通して、善良な道徳的性格を有し、合衆国憲法の原則に愛着をもち、合衆国の秩序と幸福にとってよい気質をもっている者。”¹⁷⁾

以上の帰化の要件を要約すれば、合衆国市民への第1歩は、合法的な永住権を持って合衆国に入国することである。合衆国の国籍法と移民法が密接な関係にあり、移民・国籍法と言われている理由はここにある。なお合衆国に永住する目的を持って入国する外国人は、移民(immigrant)とみなされる。なお移民は、①合衆国市民の直近親族(親、配偶者および未成年の子供)、②特別移民者(帰国永住権者など)、③割当移民(quota immigrant)の3つに分類され¹⁸⁾、①②が、数的制限を受けない非割当移民(nonquota immigrant)であるのに対し、③は年間27万人、1国あたり年間2万人に制限されている。割当移民は、合衆国市民や永住権者との親族関係、移民申請者の職業などによって判断・分類された次のような7段階の優先順位にそって割り当てられる。

- ・第一優先移民：合衆国市民の未婚の子女、年間移民総数の20% (総数54,000)。
- ・第二優先移民：永住権者の配偶者および未婚の子女、年間移民総数の26% (総数70,200、第一の枠が余っている場合はその分も加えられる)。
- ・第三優先移民：知的専門職に就労する者、あるいは芸術の分野で卓越した能力をもつ者、年間移民総数の10% (総数27,000に限定)。
- ・第四優先移民：合衆国市民の既婚の子女、年間移民総数の10% (総数27,000、さらに第一から第三までの未使用の枠を加算)。
- ・第五優先移民：21歳以上の合衆国市民の兄弟姉妹、年間移民総数の24% (総数64,800、さらに第一から第四の未使用の枠を加算)。
- ・第六優先移民：合衆国で不足している熟練または非熟練労働者、年間移民総数の10% (総数27,000に限定)。
- ・非優先移民：第一から第六の未使用の枠がこの枠に配分されるが、ほとんどないのが現実。

このように、合衆国国籍法では永住権を持つ移民の合衆国への帰化が奨励されてはいるものの、今日合衆国への移民は、資格、職業、出身国等によって細かく数が規定されており、合衆国の国益にかなう移民、市民のみを受け入れたいという国家のプラグマティックな姿勢が見

え隠れしている。

またこのような合法的に永住して来る移民とは別に、近年では不法入国する移住者が後を絶たず、合衆国の深刻な社会問題となっていることは周知の事実であるが、言うまでもなく彼らは合衆国市民への帰化の資格は有していない。

B. 司法省による市民教育と帰化のための法的手続き

では、実際に合衆国市民へと帰化するための法的手続きはどのようになっているのであろうか。引続き、合衆国移民・国籍法をひもといていこう。

移民・国籍法第1421条は、次のように帰化に対する管轄権を司法当局に与え、さらに司法長官が帰化の手続きに必要な書式を提出する権限を持つとしている。つまり、合衆国移民・国籍法を運用する第一の責任は司法長官に付与されているのである。

“第1421条 帰化に対する法的管轄

- (a) 合衆国市民として帰化を認める専属管轄権は次の裁判所に授与される：各州に現存するまたは今後連邦議会によって州に設立される合衆国地方裁判所、コロンビア特別区およびプエルトリコの地方裁判所、合衆国ヴァージン諸島の地方裁判所、及びグアムの地方裁判所である。……
- (b) 司法長官は、ここに記された裁判所にそれらの書記の請求に応じて、帰化の手続きに必要な書類の書式を提出するものとする。
- (c) 合衆国市民として帰化する方法は、本編に規定された方法によるもので、それ以外の方法はない。”¹⁹⁾

また同法の第1443条から1449条²⁰⁾には、帰化希望者の教育から試験、及び帰化の実際の手続きに至るまでが詳細に記されているが、これらをもとに帰化の手順をまとめると以下ようになる。なお以下の記述は、法文の順序とは前後する箇所もある。

① 帰化申請者のための審査・指導・訓練：

- 司法長官が奨励して次のことを行う。
- 市民権取得審査を実施する。
 - (帰化申請書提出の以前または以後に実施するもので全国統一のもの)
- 公立学校に帰化候補者の氏名を送付する。
- 市民権準備教育を受けている候補者に市民権教科書を準備し配布する。
- 毎月移民・帰化広報を作成し配布する。
- 職業教育に関連するものも含め、州および国立の公的機関の援助と協力を確保する。

- ② 申請者による帰化申請書、写真の提出：
- ・申請者は自筆の帰化申請書 (sworn petition) を正副2通作成し、申請者の写真3枚 (同一のもの) と共に提出する。
 - ・申請者の年齢は18歳以上に限る。
- ③ 申請者の調査及び審査：
- ・帰化移民局または司法長官より指名された合衆国の職員は申請者の身辺調査を申請した時点よりさかのぼって最低5年間行う。
 - ・司法長官によって指名された帰化移民局の職員は予備審査を行い、その結果を司法長官に送付する。
- ④ 申請者による帰化意図宣言書の提出：
- ・帰化申請書が承認された場合、署名入りの帰化意図宣言書を2部作成し、申請者の写真3枚 (同一のもの) と共に提出する。
- ⑤ 公開の法廷における最終審理：
- ・最終審理は公開の法廷で裁判官の面前で開かれるが、③の予備審査が行われた場合はこれは適用されない。
- ⑥ 公開の法廷における申請者による宣誓：
- ・帰化申請者は公開の法廷において以下の放棄と忠誠の宣誓を行わなければならない。
 - (1) 合衆国憲法を指示すること。
 - (2) 以前に市民であった外国の君主、国家等への全ての忠誠心を放棄すること。
 - (3) 合衆国憲法、法律を全ての内敵外敵に対し、支持擁護すること。
 - (4) 憲法・法律に対する真の忠誠を持つこと。
 - (5) 法律により求められた時、合衆国のために武器を持つ、あるいは合衆国の軍隊において非戦闘任務を遂行、あるいは文官のもとで国家的に重要な任務を遂行すること。
 - ・帰化申請者が世襲の称号や貴族階級の地位をもっている場合は、それを明確に放棄しなければならない。
- ⑦ 帰化証明書
- ・帰化裁判所により市民権を許可された者は、帰化証明書の交付を受ける資格を有する。

以上、合衆国帰化市民となるまでの法的手続きを追って来たが、資格審査を経た後、合衆国への忠誠と他国への忠誠の放棄を正式に宣誓することで初めて合衆国市民となる点には、宣誓が儀礼的であると一笑に付すことの出来ない重みを感じる。つまり、生まれながら自動的に取得する市民権とは異なり、他の国籍から帰化して合衆国市民権を獲得するためには、個人の責任における合衆国という国家の一員たる強い意識が要求されているので

ある。ここには、他国を強烈に意識し自国の理念を厳しく追求し守っていかうとする毅然たる国家の姿勢を感じる。アメリカの一青年が星条旗を燃やした事件に対する市民の異常なまでの反応や、クリントン大統領がかつてベトナム反戦運動に加わったことに対する強い嫌悪感なども、合衆国市民のアイデンティティや意識の根底に要求されていることを知れば、理解可能なことかもしれない。

C. ETSによるCitizenship Test

移民帰化局による帰化申請者の審査の際、申請者の面接とともにCitizenship Testとよばれる筆記試験が判定資料とされる。これは、Educational Testing Service (教育テスト局、略称ETS) が全米の各地で行う統一テストであり、受験者が移民・国籍法の求める合衆国市民の要件を満たしているか否かを判定するためのテストである。ETSは移民帰化局の委嘱を受けたテスト実施機関であり、受験者にテストの結果を知らせると共に、受験者が合格点を取った場合は移民帰化局にその旨を通知する役目を担っている。図2にETSが受験者に渡す受験証明書の書式を示した。

ところで、ETSはCitizenship Testのみならず、全米で教育の分野における様々な統一のテストを企画、実施している。*The Encyclopedia of Education*はETSを“教育的評価や教育に関する研究を行いそれを学校・カレッジ・政府・専門職団体などに還元する非政府組織”²³⁾と定義している。

ETSは、1947年ニューヨーク州立大学理事会の許可を受け、アメリカ教育協会、カーネギー財団、カレッジボード (CEEB=College Entrance Examination Board) によって設立され、設立母体のテスト・プログラムを企画・立案し、教育に関する評価法を研究・開発することを目的とした独立組織であるが、年毎にその規模を拡大し、様々な全米統一テストに関与し、心理学、統計学、ガイダンス、精神測定学、教育行政等にまで研究分野を広げ、いわば評価を媒介とした教育機関とも言える巨大組織となっている。

ETSの実施するテスト・プログラムは二つのタイプに大別することが出来る。第一のタイプはETSが開発しカレッジ・ボードの後援のもとに行われるもので、これには進学適正予備テスト (PSAT=Preliminary Scholastic Aptitude Test)、入学テスト・プログラム (ATP=Admissions Testing Program、これはSATと教科別の学力テストから成る)、特別進級テスト (APT=Advanced Placement Test)²³⁾、クラブ

PLEASE KEEP THIS RECEIPT UNTIL YOU RECEIVE YOUR TEST RESULTS

RECEIPT FOR EXAMINEES

Test Date: June 10, 1995

New Citizens Project English
and Citizenship Test

This receipt verifies that _____ completed the
(your name)

New Citizenship Examination on _____ at test center _____ .
(date) (test center number)

ETS will send your test results to the address you provided on your registration form. If you have moved, take steps to have the results forwarded to you from that address. Test scores will be mailed approximately 6 weeks after the test date. If you passed, ETS will notify the INS within 15 days of the date test scores are mailed. If you did not pass, no notice will be given to INS. You may take the test again.

If you still have not received your test results and six weeks have passed since you took the test, please provide the information requested in the box below and FAX or mail it to the following location:

New Citizens Project, ETS
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue, Suite 300
Evanston, IL 60201
FAX (708) 492-5136

Do not contact ETS before July 24, 1995.

PLEASE PRINT OR TYPE:

Date you took the test: _____

Test Center Number where you took the test: _____

Your Name: _____

Your A number: _____

Street Address: _____

City, State, ZIP: _____

Phone number: _____

(CLEP=College-Level Examination Program)²⁴⁾、外国語としての英語のテスト (TOEFL=Test of English as a Foreign Language) などがある。また第二のタイプはETSが開発しカレッジ・ボード以外の組織やETS自身の後援によるもので、初等・中等教育レベルのGEDテスト (Test of General Educational Development)²⁵⁾、高等教育レベルの大学卒業成績試験 (GRE=Graduate Record Examination)²⁶⁾、専門職レベルの全米教師試験 (National Teacher Examination) などがあり、またこの他にも様々な全米統一のテストを担当している。

このように初等教育レベルから大学院レベル、さらには専門職にまでわたる全米統一テストを担当しているETSがCitizenship Testもその実施と採点を移民帰化局から委嘱されているわけで、ラルフ・ネーダー²⁷⁾の言葉を借りれば、まさにETSによるテストのモノポリーと言う状況であるといっても過言ではない。

D. 合衆国帰化市民の権利と義務

合衆国帰化市民は、合衆国生まれの (Native Born) 市民と法的にほとんど平等であり次のような権利と義務を有している²⁸⁾。

〈権利〉

- ① 合衆国への入国と滞在の権利
- ② 合衆国外での旅行及び居住の権利：合衆国市民は諸外国を旅行し、外国に滞在する権利を有する。ただし帰化市民の場合、市民権取得後5年以内に他国に永住した者、市民権取得後外国に5年間居住したり以前国籍を有していた国に3年間居住した者は合衆国市民権を失う²⁹⁾。
- ③ 合衆国旅券取得の権利
- ④ 国家から外交上の保護を受ける権利
- ⑤ 海外で出生した子供への国籍承継の権利
- ⑥ 政治的権利 (参政権)：但し大統領、副大統領、連邦議会議員などは、合衆国生まれの市民のみがその職につく資格をもつ。

〈義務〉

- ① 納税義務：合衆国市民は海外に居住滞在中であっても、合衆国内外を問わずに全ての所得に対して課税される。(海外で得た特定の所得に対しては免除される。)
- ② 合衆国の法律に対する服従義務
- * なお兵役義務は、1975年の大統領宣言によって廃止された。

Ⅲ. コミュニティ・カレッジにおけるCitizenship Education -Pasadena City Collegeの場合-

A. Pasadena City College

ⅡのB節で述べたように、合衆国移民・国籍法は市民権教育をするにあたって公立学校を始め公的教育機関の協力を要請している。公立の地域に根ざした高等教育機関であり成人・継続教育機関であるという性格上、アメリカのコミュニティ・カレッジはまさに合衆国市民権教育に最適の機関であると言えよう。本論では、カリフォルニア州のパサディナ・シティ・カレッジ (Pasadena City College, 以下PCCと略) におけるCitizenship Education³⁰⁾を事例として取り上げるが、本題に入る前に、PCCの機構とその教育的特色について、整理しておこう³¹⁾。

PCCは、総合性を志向するコミュニティ・カレッジであり、その教育機能は多様であるが、そのプログラムを大別すると、単位授与のプログラムと単位を授与しないプログラムの2つになる。前者は準学士の学位取得につながる正規の短期大学のプログラムであり、PCCのメインキャンパスを中心に開講されており、一般教養教育、4年制大学への編入教育、職業教育を受け持っている。後者はその教育目的・内容により、さらに継続教育部 (Office of Continuing Education), 地域技能センター (Community Skills Center =CSC), コミュニティ教育部 (Community Education Office) の三部門に分けられ、それぞれが独自のプログラムを展開している。

まず継続教育部は、福祉的色彩の濃いプログラムを多く提供しており、受講料は無料である。また、CSCは、職業教育機関で中等教育レベルのプログラムを提供しており、これも受講料は無料となっている。最後のコミュニティ教育部は、個人的趣味的な色彩の濃いプログラムを有料で提供している。これらのうちCitizenship Educationを担当しているのは、CSCである。

B. CSCとCitizenship Education

CSCはPCCのキャンパスからは離れ、もとパサディナ・ハイスクールであった建物を校舎としており、中等教育レベルの職業的技能の教育を目的とした機関である。このCSCの講座へ登録するにはアメリカ市民でなくとも、パサディナ地区の住民でなくともよい。いや、現状では不法入国者であっても、希望者はその講座を受講することが出来る。実際、多くのメキシコ等からの不法入国者や失業者を受け入れており、登録受付の日には早朝から

校舎の外に順番待ちの長い列が出来るそうである³²⁾。

このように合衆国非市民にも教育を保障している法的根拠は、合衆国憲法修正第5条の”法のもとでの適正な手続きをふむことなく、何人もその生命・自由・財産を奪われることはない。”³¹⁾とする条文と修正第14条の“どの州もすべての人の法律による平等な保護を否定することは出来ない。”³³⁾とする条文である。法のもとでの適正な手続き (due process of law) および平等な保護 (equal protection) をうたったこの2つの条文は、合衆国市民と外国人の双方を法的に保護しており、この憲法上の保護は合衆国内に非合法的に滞在している者にも与えられている³⁵⁾。

さてCSCのプログラムは、アメリカナイゼーション、ビジネス、市民教育・コミュニティ開発、ESL (第二言語としての英語)、高校卒業証明書取得プログラムの5本の柱から成っているが、その教育目標は受講者にアメリカ社会で生活し仕事をしていくために必要な技能を修

得させることであり、英語は生活のための基本的条件として特に重点がおかれ多くのESLプログラムが開講されている。CSCはその教育内容からも、合衆国の非主流層やマイノリティの方向を向いた社会福祉的色彩の濃い部門であると言えよう。

ところで、CSCにおけるCitizenship Educationは、アメリカナイゼーション講座として開講されており、合衆国非市民であり、市民権取得の要件を備えた成人を対象に現在1学期に2講座開講されている。例えば1995年度の秋学期の場合³⁶⁾、CSCで1学期に開講される講座は全部で114あり、アメリカナイゼーションの講座の比重はあまり大きくはない。しかし、1991年度の秋学期には全部で158講座に対して1講座しか開講されていなかった³⁷⁾ことを考えると、多少の増設があったと見て良いであろう。

では、実際の市民権取得のための講座の運営はどのようになっているのであろうか。表2³⁸⁾は受講者に配布さ

表2 CSCのアメリカナイゼーション講座の概要

I 講座名:	Americanization 1000……Citizenship
II 講師:	Robert J. Adanto
III 時間:	火曜日午後7:00から10:00
IV 使用教科書:	A Handbook for Citizenship Seeley著 出版社 Alemany Press
V 講座の目的:	移民・帰化の面接に十分対応出来るよう、合衆国の歴史、政府に関する知識と英語の読み、書き能力を確実なものにすること。
VI 講座のアウトライン:	第1週～第6週 帰化のプロセスを概観 合衆国の発見と合衆国への植民 独立戦争と独立 第7週～第12週 合衆国の政府と憲法 州政府と地方政府 1800年以降の合衆国の歴史 第13週～第18週 Form N-400について 移民帰化局の面接のための技術 模擬面接
VII 出席に関する取り決め:	2回連続して欠席の場合は失格とする。 1回のみ欠席の場合は事務局への連絡はしないでください。
VIII 評価:	移民帰化局の予備試験と模擬面接

表 3 Citizenship Practice Test

<p>1. Where were the original American Colonies ?</p> <p>a. On the East coast</p> <p>b. On the West coast</p> <p>c. In the Midwest</p> <p>d. In the Southwest</p> <p>2. When is Independence Day ?</p> <p>a. May 30</p> <p>b. July 4</p> <p>c. September 7</p> <p>d. November 24</p> <p>3. The first (10) amendments to the U.S. Constitution are called</p> <p>a. The Bill of Rights</p> <p>b. The Rights of States</p> <p>c. The Articles of Confederation</p> <p>d. The Declaration of Independence</p> <p>4. Freedom of Speech and religion are protected by</p> <p>a. The Declaration of Independence</p> <p>b. The Bill of Rights</p> <p>c. Early Laws of Congress</p> <p>d. State Laws</p> <p>5. The first President of the United States was</p> <p>a. Abraham Lincoln</p> <p>b. James Madison</p> <p>c. Thomas Jefferson</p> <p>d. George Washington</p> <p>6. During the Civil War, the President was</p> <p>a. Ulysses S. Grant</p> <p>b. Andrew Jackson</p> <p>c. Abraham Lincoln</p> <p>d. Theodore Roosevelt</p> <p>7. An amendment to the Constitution gave the women the right to</p> <p>a. vote</p> <p>b. free speech</p> <p>c. own property</p> <p>d. serve in Army</p>	<p>8. When the Japanese attacked Pearl Harbor, the United States entered</p> <p>a. World War I</p> <p>b. World War II</p> <p>c. The Korean War</p> <p>d. The Vietnam War</p> <p>9. Dr. Martin Luther King, Jr. was a</p> <p>a. Senator</p> <p>b. Governor</p> <p>c. Medical scientist</p> <p>d. Civil rights Leader</p> <p>10. Where is the United States Capitol ?</p> <p>a. Washington, D.C.</p> <p>b. New York City</p> <p>c. Philadelphia, PA</p> <p>d. Boston, MA</p> <p>11. The head of the executive branch of the United States government is the</p> <p>a. Governor</p> <p>b. President</p> <p>c. Chief Justice</p> <p>d. Speaker of the House</p> <p>12. A President is elected every</p> <p>a. year</p> <p>b. two years</p> <p>c. four years</p> <p>d. six years</p> <p>13. The United States Congress is made up of the Senate and the</p> <p>a. Assembly</p> <p>b. Lower House</p> <p>c. House of Commons</p> <p>d. House of Representatives</p> <p>14. A state Government is headed by a</p> <p>a. Governor</p> <p>b. Secretary of State</p> <p>c. President</p> <p>d. Senator</p> <p>15. A mayor governs a</p> <p>a. city</p> <p>b. county</p> <p>c. Province</p> <p>d. region</p>
---	---

れるコース・インフォメーションを和訳したものであるが、これを見ても本講座は移民帰化局によるテストと面接のための準備講座であることは明らかである。

また、CSCでは表3³⁹⁾のような模擬テストを最後に受講生に受験させている。これを読むと、どの程度の知識が合衆国市民権取得のために必要なのかも類推出来る。なお合衆国市民権取得希望者はCSCの講座を受講してから前述のCitizenship Testを受験する。受験申込みもCSCで行えるため、受講者にとっては便利な制度となっているといえよう。

おわりに

国境を超えて毎日盛んな物・貨幣の流通、絶え間のない人々の往来、そして世界中に張り巡らされた情報・通信網。外国は日に日に身近になり、世界は益々ボーダーレス化している。しかし一方では、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける民族間の紛争、フランスの国益優先のポリネシアにおける核実験強行など、民族、国家の壁はいまだ厚く、明らかに地球には境界線が引かれていることを痛感する。

ひとつの国家の国民であるということは何なのか。国籍を選ぶことは可能なのか。そもそも国籍、国民という概念は今後も普遍性を持つのだろうか。それとも国民に代わる概念が成熟しつつあるのだろうか。このような様々な疑問を持って世界を見渡す時、個人が自由意志によってその国籍を取得することの出来る帰化の制度が法として整い、教育環境もそれを支えるべく準備されているアメリカという国家は、まさに人類の実験場としての姿を呈している。

大部分のアメリカ人の祖先は(先住民族を除いて)外国から移住して来たわけで、移民国家という言葉には、自由と平等の、万人に開かれた機会の国という神話的響きがあった。また、アメリカは他の移民国家であるカナダ、オーストラリア、ニュージーランドとは異なり、英連邦から完全に独立しており、アメリカを国家たらしめ、アメリカ市民を結び付けているのは、民族の絆でもなく、ひとりの国家元首でもなく、American Democracyという共通理念であると言えよう。将来の合衆国市民を教育するという発想にたつ、帰化希望者を対象としたCitizenship Educationは、その共通理念を教育するためのものに相違ない。(少なくとも近年まではそうであった。)

合衆国におけるCitizenship 取得の手続きは教育・審査・宣誓というプロセスをもったきわめて合理的なシス

表4 合衆国に帰化した外国人：1946-1983年(単位1,000人)

	宣誓数	総帰化人数	男子	女子
1983	4.0	178.9	83.4	95.3
1982	4.8	173.7	79.4	94.3
1981	4.9	166.3	75.6	90.5
1980	5.4	157.9	70.7	87.3
1979	6.0	164.2	74.7	89.4
1978	7.3	173.5	78.7	94.8
1977	7.5	159.9	73.4	86.5
1976	10.7	142.5	66.0	76.5
1975	12.2	141.5	66.0	75.0
1974	14.0	131.7	60.8	70.8
1973	17.4	120.7	56.9	63.8
1972	21.2	116.2	55.4	60.8
1971	19.7	108.4	51.1	57.3
1970	18.8	110.4	52.7	57.7
1969	14.1	98.7	45.1	53.5
1968	13.6	102.7	45.1	57.6
1967	12.5	104.9	46.0	58.9
1966	13.0	103.1	46.5	56.5
1965	13.1	104.3	48.5	55.8
1964	14.4	112.2	51.4	60.8
1963	14.5	124.2	58.3	65.9
1962	15.1	127.3	61.0	66.3
1961	16.0	132.5	58.8	73.7
1960	16.3	119.4	50.9	68.5
1959	16.1	103.9	43.7	60.2
1958	16.2	119.9	51.4	68.5
1957	16.0	138.0	60.3	77.8
1956	12.9	145.9	65.0	81.0
1955	10.9	209.5	95.9	113.7
1954	9.1	117.8	54.5	63.4
1953	23.6	92.1	34.7	57.4
1952	111.5	88.7	28.6	60.0
1951	91.5	54.7	18.7	36.0
1950	93.5	66.3	25.7	40.6
1949	64.9	66.4	27.9	38.7
1948	60.2	70.2	33.1	37.0
1947	37.8	94.0	53.0	40.9
1946	28.8	150.1	76.3	73.8

テムである。そして成人を対象とする Citizenship Educationにとって、公的成人教育機関としての性質をもつコミュニティ・カレッジは重要な意味を持つ。しかしPCCの事例でも見たように、多くの移民が流入しているカリフォルニア州⁴⁰⁾においてさえコミュニティ・カレッジにおける Citizenship Educationの講座はあまり多くない。これは一体何を意味するのであろうか。

表4⁴¹⁾は合衆国の帰化人口を示したものであるが、同表で宣誓数とされるところが、本論で言及した帰化の手続きを経て宣誓をもって帰化した市民の人口を示している。その数は1971年には約2万人であったが、1983年には4,000人しかいない。つまり、帰化を選択する移民が近年極端に減少傾向にあるのである。

この背景には、合衆国市民となることの価値・魅力の低下が考えられる。その理由は色々考えられようが、第一にⅢ章B節で触れた様に合衆国憲法が市民である無しを問わず住民の権利を認めているためである。市民権を獲得しなくとも、福祉・教育のサービスを受けることが可能なのである。Schuck, Peter, H.はこれについて、合衆国で生活する者が欲しているのは、市民権よりもむしろ永住権であると述べている⁴²⁾。また第二の理由には、出生地主義をとる合衆国においては移民一世は市民権を得られなくても、子供の代は自動的に市民権を取得出来るという現状がある。市民権を獲得しようと躍起になる理由はないのである。さらに第三の理由として、近年の多元文化主義の隆盛と同化政策への拒否の傾向が考えられる。Citizenship Educationは多数派の支持する歴史観や理念を伝えることに他ならない。民族としてのアイデンティティを強く意識する者には、受け入れがたい内容もあるに違いない。英語の能力についても、英語色を重視したり試験を厳しくするべきだとする立場と、2言語主義に立ち英語力を重視しない立場がある。さらに市民権取得の際の合衆国への忠誠と以前の母国への忠誠心の放棄の表明についても、多元文化主義の立場からはそう容易に出来ることではない。

アメリカの分裂が指摘され始めてから久しいが、現在のアメリカは市民と住民と不法入国者の混在した複雑な国家となっている。益々多様化する社会に比例し、コミュニティ・カレッジなどの成人教育機関に求められることも多様化している。このような状況のもとで、コミュニティ・カレッジに出来ることは何であろうか。

筆者はそれは一つには人々の自立的な生活のための教育であると考えている。具体的には、英語の実用的能力を獲得し向上させるための教育や職業的技能修得のための教育である。実際、PCCのCSCにおいてもESLの講座は1学

期に18講座(1995年秋学期の場合)⁴³⁾も開講されており、生活技術としての英語教育に重点が置かれていることは明らかである。

しかしそれだけではない。二つ目に、人々が生活の諸問題を考え、合衆国(自分が現在住んでいる国)の政治のシステムを知り、参政権への意義を高める教育や情報の提供を成人教育機関が今以上に担うべきではないかと考える。結果として住民が合衆国市民権の取得を希望することもあるだろう。国家の主體的構成者としての選挙権の行使と政治への参加意識は、アメリカというジグソーパズルをひとつの絵に形作る方向へと導くに相違ない。

(最後に、Citizenship Educationに関する資料の収集に御協力いただいたPCCのMr. Paul D. Martinに感謝申し上げます。)

(指導教官 佐藤一子教授)

注・引用文献

- 1) レオ・ヒューバーマン(小林良正・雪山慶正訳)『アメリカ人民の歴史(上)』岩波新書, 1976年, 1頁。
- 2) 岩野一郎「新移民の『同化』と教育—公立学校とパロキアル・スクールの役割—」本間長世編『現代アメリカの出現』東京大学出版会, 1988年, 71頁と, U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census ed., *Statistical Abstract of the United States 1994*, Washington, 1994, p.10より算定。
- 3) *Ibid.*, p.10。なお同統計によれば, 1992年の合衆国人口(移民を含む)は約2億5,500万人である。
- 4) 広瀬清吾「外国人受け入れの法的論理」梶田孝道・伊豫谷登士翁編『外国人労働者論—現状から理解へ—』弘文堂, 1994年, 72頁。
- 5) 今村令子によれば, 近年のアメリカの教育改革は, 過去100年の公教育のシステムを根底から作り直そうという, 教育のリストラチャリングの動きであるという。(日本教育学会第54回大会における公開シンポジウム「現代国家とカリキュラム—教育改革のゆくえ: 日・英・米比較の視点から—」1995年8月。)
- 6) 布井敬次郎『米国における出入国及び国籍法 上巻〈解説編〉』有斐閣, 1990年, 305頁。
- 7) 梶田孝道「同化・統合・編入—フランスの移民への対応をめぐる論争—」梶田孝道・伊豫谷登士翁編, 前掲書, 235頁。
- 8) Brubaker, William Rogers, "Citizenship and Naturalization: Policies and Politics" in Brubaker, William Rogers ed., *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, New York, University Press of America, 1989.
- 9) *Ibid.*, p.105.
- 10) *Ibid.*, p.104. Figure 1をもとに作成。
- 11) 布井敬次郎, 前掲書, 51-59頁。
- 12) Brubaker, W.R., *op. cit.*, pp.126-127. Table 2をもとに作成。
- 13) *The Guide to American Law: Everyone's Legal Encyclopedia Appendix Volume II*, St. Paul, West Publishing Co., 1985, p.355.
- 14) *United States Code Annotated Title 8 Aliens and Nationality §§ 1252 to 1434*. St. Paul, West Publishing

- Co., p.498.
- 15) *Ibid.*, p.503.
- 16) 同条では、合衆国の共産党員、合衆国の全体主義的党の党員、共産主義的政治結社、合衆国の州の共産党もしくは全体主義的党の党員等の、合衆国市民への帰化を拒否している。
- 17) *Ibid.*, p.528.
- 18) 移民についての記述は、布井敬次郎、前掲書196-217頁によった。
- 19) *USCA Title 8 §§ 1252 to 1434*, pp.484-485.
- 20) *USCA Title 8 Aliens and Nationality §§ 1435 to End*, St. Paul, West Publishing Co., pp.59-120.
- 21) 本書式はPCCのMr. Paul D. Martinの好意により入手したものである。
- 22) Deighton, Lee C., ed., *The Encyclopedia of Education*, Crowell-Collier Educational Corporation, 1971, pp.206-209.
- 23) APTに関しては、池田輝政「入学者選抜におけるエクセレンス」現代アメリカ教育研究会編『特色を求めめるアメリカ教育の挑戦—質も均等も』教育開発研究所、1990年、122-127頁に詳しい記述がある。
- 24) CLEPに関しては、池田輝政「試験による大学単位の認定—クレップについて」現代アメリカ教育研究会編『生涯学習をめざすアメリカの挑戦』教育開発研究所、1993年が詳しい。
- 25) GEDに関しては、Martin, Larry G. and James C. Fisher, "Adult Secondary Education" in Merriam, Sharan B. and Phyllis M. Cunningham, eds., *Handbook of Adult and Continuing Education*, San Francisco, Jossey-Bass Publishers, 1980, p.484及びAmerican Council on Education, *Information Bulletin on the Tests of General Educational Development* 1991を参照されたい。
- 26) GREに関しては、Bear, John, *College Degrees by Mail* Berkley, Ten Speed Press, 1990, p.42を参照されたい。
- 27) Spring, Joel H., *American Education: An Introduction to Social and Political Aspects, fifth edition*, New York, Longman Publishing Group, 1990, p.206.
- 28) 合衆国市民の権利と義務に関しては、布井敬次郎、前掲書320-325頁によった。
- 29) *The Encyclopedia Americana, International Edition*, Connecticut, Grolier Incorporated, 1987, p.744.
- 30) なお、Citizenship Educationとは、“市民がその社会の効果的な機能を理解したそのために貢献できるようにフォーマル、インフォーマルに行う教育” (*The Encyclopedia Americana, International Edition*, p.745) であり、公立学校における学齢期の生徒、学生に対する市民教育、国家意識涵養教育も当然含まれるが、ここではCitizenship Educationを帰化希望者に対する市民権取得のための準備教育と限定して理解しておきたい。
- 31) PCCについて詳しくは、拙稿「アメリカの高等教育機関と成人継続教育—カリフォルニア州の動向をふまえて」(東京大学大学院教育学研究科提出修士論文, 1994年)、及び拙稿「アメリカのコミュニティ・カレッジと地域住民の学習—カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジ政策とパサディナ・シティ・カレッジ—」日本社会教育学会編『日本の社会教育第38集 地方自治体と生涯学習』東洋館出版社、1994年を参照されたい。
- 32) CSC所長のMr. James E. Crayton談。(1993年4月)
- 33) *The Guide to American Law*, p.362.
- 34) *Ibid.*, pp.363-364.
- 35) 布井敬次郎、前掲書、65-72頁。
この憲法上の規定により、外国人も教育・福祉の権利を有するのであるが、1994年11月、カリフォルニア州の州民がこの憲法上の保護を不服として非合法的入国者の教育・福祉の権利を拒否した提案187号を住民投票で可決したことは記憶に新しい。
- 36) *Pasadena City College Community Skills Center Schedule of Classes: Fall 1995*, PCC, 1995.
- 37) *Pasadena City College Schedule of Classes: Fall 1991*, PCC, 1991.
- 38) *PCC Course Information Americanization 1000*.
- 39) PCCのMr. Paul D. Martinを通して入手。
- 40) 1992年度(1991年10月~1992年9月)のカリフォルニア州への移民の総数は約34万人である。(U.S. Department of Commerce, Bureau of the Census ed., *op cit*, p.12)
- 41) アメリカ合衆国商務省編、斉藤眞・鳥居康彦訳『アメリカ歴史統計・第I巻』原書房、1986年、115頁及び同『アメリカ歴史統計・別巻』原書房、1987年、1215頁をもとに作成。
- 42) Schuck, Peter H., "Membership in the Liberal Polity: The Devaluation of American Citizenship" in Brubaker, William Rogers ed. *op cit*.